

**行政 Information**  
**防犯功労表彰を受賞**  
岡市民協働推進課(☎051-8712)

10月18日(日)、びわ文化学習センターリユートプラザで開催された「地域安全長浜市民大会」において、市内の安心安全にご尽力いただいている皆さんがその功績を称えられました。

◇長浜市防犯自治会長・警察署長連名表彰

- 中尾 繁夫さん(元浜町)
- 西村 利夫さん(湖北町海老江)
- 前川 壽美恵さん(木之本町西山)
- 岸本 良治さん(木之本町古橋)
- 宮川 農夫雄さん(西浅井町香掛)
- 長浜金融機関防犯協議会
- 三ツ矢元町まちづくり協議会



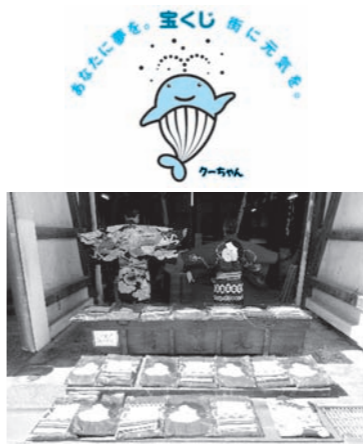
▲地域安全長浜市民大会  
北郷里つくし会による大会宣言の様子

**行政 Information**  
**コミュニティ活動の推進に一役!**  
岡市民協働推進課(☎051-8711)

宝くじの助成を受けて、翁山組が曳山まつりの法被等を新調されました。



この助成は、(二財)自治総合センターが、宝くじの収益を地域に還元するために実施しているもので、今後、さらに地域コミュニティ活動が推進されることが期待されます。



**行政 Information**  
**一時的に子どもの養育が困難な人へ短期入所生活援助(シヨートステイ) 事業開始**  
岡子育て支援課家庭児童相談室(☎651-6544)

保護者の疾病、出産、育児疲れ、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で養育できなくなった18歳未満のお子さんを、ファミリーホーム(※)でお預かりする事業です。

※里親などの経験を持つ養育者がその家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」です。

【申請】  
利用を希望する人は、事前に子育て支援課にご相談ください。その後ファミリーホームで面談を行ないます。

**行政 Information**  
**家屋の取り壊しや用途を変更した場合はお知らせください**  
岡税務課(☎651-6523)

毎年1月1日現在でお持ちの土地・家屋には、固定資産税や都市計画税(市街化区域内のみ)が課税されます。

平成27年中に次の①～④のいずれかを行った人は、平成28年度の税額が変わることがありますので、担当課までご連絡ください。  
※平成27年中に不動産登記をした場合は連絡不要です。

- ①家屋を取り壊した
- ②住宅から非住宅(事務所・店舗・倉庫など)へ、または非住宅から住宅へ家屋の用途を変更した
- ③売買や相続などにより、未登記家屋の所有者を変更した
- ④家屋を新増築した(プレハブ物置などを含む)

なお、家屋取壊しの連絡が平成28年1月以降になった場合は、解体業者の「取り壊し証明書(取壊日を証明するもの)」が別途必要になります。

**行政 Information**  
**県税や市税の納め忘れはありませんか**  
岡滞納整理課(☎651-6517)

12月は「滞納整理強化月間」です

皆さんから納めていただく県税や市税は、福祉・教育など身近な行政サービスに使われる大切な財源です。納期限内に納付しないと、本来納めるべき税のほかに延滞金を納付する必要があります。また、未納のまま放置しておくと、給与・預貯金・不動産・動産(車など)等の差押えや自宅の搜索等滞納処分を受けることがあります。もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

●問合せ先  
県税に関して

東北部県税事務所納税課(☎651-6606)  
滞納整理課(☎651-6517)



**行政 Information**  
**屋根雪下ろし費用補助のご案内**  
岡高齢福祉介護課(☎651-7789)  
しよっがい福祉課(☎651-6518)

自宅の屋根の雪下ろしを、個人または業者に委託した費用に対して補助します。

【対象】

- 所得税非課税の世帯で親族の支援が受けられない次のいずれかに該当する人
- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②身体障害者手帳(内部2級、平衝機能3級、肢体不自由4級、視覚4級以上)、療育手帳重度または精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人のみの世帯
- ③前項②に該当する人と同居している人すべてが65歳以上の世帯

【対象経費】

屋根の雪下ろしにかかる費用



「広報ながはま」をいつでもどこでもスマホから!

スマートフォン用無料アプリ「i 広報紙」により、スマホやタブレットで広報紙を読むことができます。

- ①「i 広報紙」アプリをダウンロードして、必要事項を登録。
- ②入力した地域の広報紙がアプリを通じて無料で読むことができます。



▲QRコード

※右記QRコードから簡単に登録できます。

【補助上限額】

1万円/回  
(委託額が1万円を下回る場合はその額)

【補助上限回数】

平成27年度中3回まで  
(ただし、余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区・西浅井地域は4回)

※特に降雪が多い場合は、上限回数を別に定めます。

※申請の際には、民生委員または自治会長の確認を受ける必要があります。

問合せ・申請窓口

高齢福祉介護課(東館1階)  
しよっがい福祉課(西館1階)  
北部振興局福祉生活課・各支所  
※申請書類は各窓口にあります。